

平成30年8月

幼稚園・保育園・学校関係者の皆様へ

九州産業保安監督部

一酸化炭素中毒事故防止に向けた業務用換気警報器※設置について（お願い）

近年、業務用厨房施設及び食品工場において、都市ガス及び液化石油ガスの消費機器による一酸化炭素（以下「CO」という。）中毒事故が発生しています。平成30年は6月末時点で既に5件（死者：0名、有症者：19名）が発生しているほか、平成29年には3件（死者：0名、有症者：7名）が発生しています。平成28年8月には宮崎県の高校において、業務用ガスオーブンを使用した食品製造中に生徒13名及び教員2名がCO中毒となる事故が発生しました。これらの事故原因は、機器の経年劣化や換気が不十分なためガス消費機器が不完全燃焼を起こし、COが発生したことによるものです。

経済産業省では、これらCO中毒事故を防止するため、本年8月1日、文部科学省を含む関係省庁及び各県等を通じて、関係機関・関係団体への注意喚起要請を行ったところです。ガス消費機器を使用する場合には、必ず十分な換気を行うことはもちろんのことですが、無味無臭のCOをいち早く検知し、CO中毒事故の予防措置として効果の高い業務用換気警報器の設置を推奨しています。

つきましては、本趣旨をご理解いただき、貴校の厨房施設においても業務用換気警報器を設置していただきますようお願いいたします。

※業務用換気警報器

一酸化炭素濃度と経過時間から、血中一酸化炭素ヘモグロビン値に換算し、その値が規定値以上になった場合に警報を発するものです。

（注）このお願いは、ガス会社を通じて、幼稚園・保育園・学校関係者の皆様へお届けしています。

<問い合わせ先>

福岡市博多区博多駅東2-11-1

経済産業省 九州産業保安監督部 保安課

092-482-5527、5528、5469